

標題

甲板上にコンテナを積載する船舶の固縛安全実施基準に関するパナマ主管庁の対応について
(CSS Code Annex 14)

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1089
発行日 2016 年 9 月 23 日

各位

1. 概要

今般、パナマ主管庁より MSC.1/Circ.1352/Rev.1(CSS Code Annex14)適用に関する指示が御座いましたので、以下の通りお知らせ致します。
これにより、パナマ籍の甲板上にコンテナを積載する船舶(以下、コンテナ船)は CSS Code Annex14 を適用する必要が御座います。

2. 上記 1.CSS Code Annex14(MSC.1/Circ.1352)の適用

- 2015 年 1 月 1 日以降に起工するコンテナ船は、CSS Code Annex14 を適用する。
- 2015 年 1 月 1 日より前に起工した現存コンテナ船は、CSS Code Annex14 の Section4.4、7.1、7.3 及び 8 を適用する。
- 上記現存コンテナ船には、主管庁判断の下、Sec. 6 及び 7.2 について実行可能な範囲で適用する。

3. なお、他の旗国主管庁からの MSC.1/Circ.1352/Rev.1(CSS Code Annex14)に対する指示等に関しましては、ClassNK テクニカル・インフォメーションの検索ページにて、カテゴリー一覧より船種として「コンテナ」を指定して頂くことでご確認頂けます。

追加で上記旗国以外から指示が御座いましたら受領次第、別途 ClassNK テクニカル・インフォメーションでお知らせ致します。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

[旗国主管庁指示に関するお問い合わせ]

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 国際部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2038

Fax: 03-5226-2734

E-mail: xad@classnk.or.jp

[旗国主管庁指示に関するお問い合わせ]

本部 管理センター別館 船体部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2017 / 2018

Fax: 03-5226-2019

E-mail: hld@classnk.or.jp